

# マイスター制度合意書

株式会社Revo (以下「甲」とする)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」とする) は不動産エージェン活動におけるマイスター制度の内容を理解し以下の事項に合意した。

一、乙は不動産の売買仲介業務において経験が不足しており、不動産の売買取引業務（媒介契約、購入申し込み、重要事項説明、売買契約、決済、その他不動産売買に関連する業務）を乙単独で行わない事を理解し合意した。

一、乙は不動産の売買仲介業務において、甲が指定するもしくは相談し決定した不動産エージェン（以下「丙」とする）と協力し不動産の売買取引業務を行うことを理解し合意した。

一、乙が単独で不動産の売買業務を行えない回数は 回までとし、以降単独での業務は可能となるが、取引の内容や不動産実務の習得には個別差があることを理解し、甲及び丙と協力し不動産業務を行う事を合意した。

一、甲は乙のビジネス使用料を50%減額するものとする。ビジネス使用料の減額の期間は、乙が 回目の売買契約を締結するまでとし、 回目の売買契約を締結した翌月からはエージェン契約書に記載のビジネス使用料を支払う事を乙は合意した。

一、乙が丙と共同で行う際の仲介手数料の配分に関しては折半とし、謄本の取得費用等の業務に関わる経費は乙の負担を基本とするが、乙と丙の双方の合意があれば変更を可能とする。

この合意書は不動産取引に関わる顧客の利益保護と安全性を最大の目的とする事を理解し、この合意確認書に甲乙共に署名の上、各々一通を保管する。

以上

年 月 日

(甲)

住所 福岡県福岡市博多区中呉服町3-10 勝冶呉服町ビル3階  
会社名 株式会社Revo  
代表取締役 安川 亮介

(乙)

氏名